

解説

この条は、議会の役割と責務について定めています。

議会は、住民の意思を代表・決定する合議制の意思決定機関で、地方自治体の意思は住民を代表する議会によって決定されます。

地方自治法では、議会の果たすべき役割や執行機関である地方自治体との関係がうたわれていますが、広い視野に立つてまちづくりの課題を明らかにし、自由に討議するよう定めるとともに、意思決定や政策立案、監視機能、情報公開について努めるよう、あらためて責務として定めています。

第8章 市民、市長、議員及び職員の責務

市民の責務

第23条 私たち市民は、まちづくりの主体であることを認識し、互いに協力・助け合いながら、まちづくりの基本理念に基づき、市との協働のまちづくりを進め、市の発展に寄与するよう努めなければならない。

解説

この条は、市民の責務を定めています。

地域のまちづくりは、住民の参加によって成し得るといって住民自治の考え

を再確認するとともに、まちづくりの主体的な担い手は市民であるということと、また、互いに協力し、助け合うなど思いやりを持って、市民一人ひとりが市と協働して市の発展に寄与していかねばならない責務が市民にあることを定めています。



市長の責務

第24条 市長は、まちづくりの基本理念を遵守し、市民とともに自主・自立のまちづくりの推進に努め、市民の負託に応えなければならない。

解説

この条は、市長の責務を定めています。

市長は、市民の負託に基づき市政を運営する市の代表として、この条例に定めるまちづくりの基本理念を遵守し、市民とともに住民自治を進めなければならないことを定めています。

議員の責務

第25条 議員は、この条例に定めるまちづくりの基本理念を遵守し、市民の福祉向上に努めなければならない。

解説

この条は、議員の責務を定めています。

す。

議員は、選挙を通じて住民によって選ばれ、意思決定機関である議会を構成する住民の代表者です。住民の代表者たる議員の責務として、この条例に定めるまちづくりの基本理念を遵守し、市民の福祉向上に努めなければならないことを定めています。

職員の責務

第26条 職員は、その職責が市民の信託に由来することを自覚し、この条例に定めるまちづくりの基本理念及びこれに基づいて創設される制度を遵守して職務を遂行しなければならない。

2 職員は、まちづくりを推進するため、その活動に積極的に参画するよう努めなければならない。

3 職員は、まちづくりの課題を解決するため、必要な知識、技能の習得に努めなければならない。

4 職員は、他の職員が市の行政執行の公正を妨げ、市政に対する市民の信頼をき損するような行為を行っていることを知ったときは、その事実を市長に報告しなければならない。

解説

この条は、市職員の責務を定めています。

地方自治法と地方公務員法では、職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当

たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないとされています。

市職員は、この条例に定めるまちづくりの基本理念を遵守し、まちづくりに積極的に参画することや自己研さんに努めなければならない責務があり、また、ほかの職員が法令などに違反していることが分かったときには、市長に報告する義務があることを定めています。

第9章 最高規範性と市民自治推進委員会

最高規範性

第27条 この条例は、市が定める最高規範であり、市は、他の条例、規則等の制定改廃にあたって、この条例の趣旨を尊重し、整合性を図らなければならない。

解説

この条は、登別市まちづくり基本条例が、市が定める最高規範であり、市が制定改廃するすべての条例や規則などの規範となるべきものであることを定めています。

地方自治法では、地方自治体は、住民福祉の向上を目的として、地域における事務を処理する権能を有するとされています。市が事務を行う際、この条例の趣旨に添って整合性を図らなければならないことを定めています。